

## 別添

規則等の名称	私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準
根拠法令	1 高等学校通信教育規程の一部を改正する省令 (令和4年12月28日文科科学省令第40号)
趣旨	高等学校通信教育規程の一部改正に伴い、通信制課程の規模(収容定員)の下限撤廃等が行われたほか、文科科学省より、私立高等学校の通信制課程の設置認可の際に所轄庁が特に確認しておくことが望ましい標準的な事項として、認可基準(標準例)が示されたことから、所要の改正を行うものである。
概要	収容定員の下限撤廃、通信教育連携協力施設に関する規定及び諸条件(施設基準や立地条件、教育方法等)の追加、実施校の教職員及び施設、設備を現行規程及び国の標準例に合わせて整理。加えて、広域通信制高等学校の学則変更申請に関する期限(変更予定日の6ヶ月前)及び校舎の建築を伴わない申請に関する弾力運用の規定を追加。
施行日	令和6年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	国の行政機関が行政手続法の規定による意見公募手続を経て改正された省令の反映、また文科科学省から示された標準例である認可基準に沿う内容で改定しており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。
その他参考事項	